

# 藻類

THE BULLETIN OF JAPANESE  
SOCIETY OF PHYCOLOGY

昭和49年9月 September 1974

## 目次

トサカノリの胞子発生とその生長 .....	新村 巖	77
本邦産ソゾノハナについて .....	齊藤 譲・高田昭典	83
名古屋市周辺の溜池に出現する植物プランクトン (1) <i>Crucigenia</i> 属及び <i>Tetrastrum</i> 属 .....	田中 正明	90
桂川の付着珪藻 .....	造力武彦・広瀬弘幸	95
ツェラー湖におけるマリモ球絶滅の時とその原因 .....	中沢 信午	101
ノリの化学組成に及ぼす硝酸塩およびリン酸塩の影響 .....	富士川 竜郎	104
混種プレパラート中の特定個体の標示方法 (II) .....	津村 孝平	109
審査員としてこの一年を顧みて .....	時 田 勉	112
学 会 録 事 .....		114

日 本 藻 類 学 会

JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

## 日本藻類学会々則

第 1 条 本会は日本藻類学会と称する。

第 2 条 本会は藻学の進歩普及を図り、併せて会員相互の連絡並に親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

1. 総会の開催 (年 1 回)
2. 藻類に関する研究会、講習会、採集会等の開催
3. 定期刊行物の発刊
4. その他前条の目的を達するために必要な事業

第 4 条 本会の事務所は会長が適当と認める場所におく。

第 5 条 本会の事業年度は 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終る。

第 6 条 会員は次の 3 種とする。

1. 普通会員 (藻類に関心をもち、本会の趣旨に賛同する個人又は団体で、役員会の承認するもの)。
2. 名誉会員 (藻学の発達に貢献があり、本会の趣旨に賛同する個人で、役員会の推薦するもの)。
3. 特別会員 (本会の趣旨に賛同し、本会の発展に特に寄与した個人又は団体で、役員会の推薦するもの)。

第 7 条 本会に入会するには、住所、氏名 (団体名)、職業を記入した入会申込書を会長に差出すものとする。

第 8 条 会員は毎年会費 1800 円 (学生は半額) を前納するものとする。但し、名誉会員 (次条に定める名誉会長を含む) 及び特別会員は会費を要しない。外国会員の会費は 2100 円とする。

第 9 条 本会には次の役員を置く。

会長 1 名。幹事 若干名。評議員 若干名。会計監事 2 名。  
役員任期は 2 ヶ年とし重任することが出来る。但し、会長と評議員は引続き 3 期選出されることは出来ない。

役員選出の規定は別に定める。(付則第 1 条～第 4 条)

本会に名誉会長を置くことが出来る。

第 10 条 会長は会を代表し、会務の全体を統べる。幹事は会長の意を受けて日常の会務を行う。会計監事は前年度の決算財産の状況などを監査する。

第 11 条 評議員は評議員会を構成し、会の要務に関し会長の諮問にあずかる。評議員会は会長が招集し、また文書をもって、これに代えることが出来る。

第 12 条 本会は定期刊行物「藻類」を年 4 回刊行し、会員に無料で頒布する。

(付 則)

第 1 条 会長は国内在住の全会員の投票により、会員の互選で定める (その際評議員会は参考のため若干名の候補者を推薦することが出来る)。幹事は会長が会員中よりこれを指名委嘱する。会計監事は評議員会の協議により、会員中から選り総会において承認を受ける。

第 2 条 評議員の選出は次の二方法による。

1. 各地区別に会員中より選出される。その定員は各地区 1 名とし、会員数が 50 名を越える地区では 50 名までごとに 1 名を加える。
2. 総会において会長が会員中より若干名を推薦する。但し、その数は全評議員の 1/3 を越えることは出来ない。

地区割は次の 7 地区とする。

北海道地区。東北地区。関東地区 (新潟、長野、山梨を含む)。中部地区 (三重を含む)。近畿地区。中国・四国地区。九州地区 (沖縄を含む)。

第 3 条 会長、幹事及び会計監事は評議員を兼任することは出来ない。

第 4 条 会長および地区選出の評議員に欠員を生じた場合は、前任者の残余期間次点者をもって充当する。

第 5 条 会員がバックナンバーを求めるときは各巻 1800 円、分冊の場合は各号 600 円とし、非会員の予約購売料は各号 900 円とする。

第 6 条 本会則は昭和 49 年 9 月 3 日より施行する。

# 会 告

去る9月3日昭和49年度本学会総会において、本学会会則第5条は～事業年度は1月1日に始まり、同年12月31日に終る～に改正されました。それに伴い昭和50年度からの会長及び評議員の選挙を行いました。11月18日に開票の結果、次の方々が新しく選出されましたのでお知らせします。

会 長：西 沢 一 俊

評 議 員：(北海道地区2名) 阪井与志雄，増田道夫

(東北地区1名) 秋山和夫

(関東地区3名) 加崎英男，小林 弘，山岸高旺

(中部地区2名) 谷口森俊，喜田和四郎

(近畿地区2名) 広瀬弘幸，坪 由宏

(中国・四国地区2名) 藤山虎也，斎藤雄之助

(九州地区1名) 右田清治

尚、会長の改選に伴い、昭和50年1月1日から日本藻類学会の事務所は下記のところに移りますので予めお知らせします。従って昭和50年1月1日以降の庶務、会計、編集に関する本学会の通信等は下記の新事務所幹事宛に連絡して下さい。

112 東京都文京区大塚3丁目29の1

東京教育大学理学部植物学教室

日本藻類学会

